

令和2年度生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援事業
企画提案 募集要領

京都府健康福祉部地域福祉推進課

1 事業の趣旨・目的

京都府では、生活困窮世帯及び生活保護世帯の中学生等及びその保護者に対して、学習の援助、生活習慣及び育成環境の改善に関する助言、進路選択その他の教育に関する助言等を行い、将来自立した生活ができるよう、必要な生活能力や学力等の獲得を目的として「令和2年度生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援事業（以下「本事業」という。）」を実施することとしており、実施に当たり、次のとおり具体的な企画提案を募集する。

2 業務概要

- (1) 業 務 名：令和2年度生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援事業
- (2) 業務内容：別紙1仕様書（乙訓地域）、別紙2仕様書（山城（久世）地域）、別紙3仕様書（山城（綴喜・相楽）地域）、別紙4仕様書（南丹地域）及び別紙5仕様書（丹後地域）
- (3) 委託期間：契約締結日から令和3年3月31日まで
- (4) 実施場所及び委託上限額

地 域	対象地域及び居場所※1の設置数	委託上限額(消費税等込)
乙訓地域	大山崎町 1箇所	1, 8 6 4, 0 0 0 円
山城(久世)地域	久御山町 1箇所	1, 8 6 4, 0 0 0 円
山城(綴喜・相楽)地域	井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、 精華町及び南山城村 2箇所以上※2	2, 6 2 8, 0 0 0 円
南丹地域	京丹波町 1箇所	1, 8 6 4, 0 0 0 円
丹後地域	伊根町及び与謝野町 1箇所	1, 8 6 4, 0 0 0 円

※1 参加者への支援を行う拠点を「居場所」という。

※2 居場所の設置にあたっては、地域バランス、利便性等を考慮することとし、綴喜郡及び相楽郡の区域ごとに1箇所以上設置すること。

3 参加資格

法人格を有すること。ただし、共同体の場合は、共同体を構成する各団体が法人格を有すること。また、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下、「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 業務の再委託

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。

ただし、一部の業務についてあらかじめ知事の承諾を得たときは、この限りではない。

5 参加手続

(1) 担当部署及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町（京都府庁内）

京都府健康福祉部地域福祉推進課生活困窮・自殺対策推進担当

電話：075-414-4621 F A X：075-441-4511

メールアドレス: chiikifukushi@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集期間及び募集要領等の配布

ア 募集期間・募集要領配布期間

令和2年2月10日(月)から令和2年3月11日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

イ 配布場所

上記(1)の担当部署において配布するほか、京都府入札・プロポーザル情報ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>)からダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限: 令和2年3月11日(水)午後5時

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所: (1)に同じ。

ウ 提出方法: 持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

※郵送の場合は、(1)まで電話連絡し、到着確認のこと。

6 事前説明会

○乙訓・山城・南丹地域

(1) 日時: 令和2年2月14日(金) 13時30分～14時30分

(2) 場所: 福利厚生センター(3階)第2・3会議室
(京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町(京都府庁内))

○丹後地域

(1) 日時: 令和2年2月19日(水) 13時30分～14時30分

(2) 場所: 京都府福知山総合庁舎 第1会議室
(福知山市篠尾新町1丁目91)

7 質疑・回答

(1) 受付期限: 公募開始日～令和2年2月26日(水) 午後5時必着

(2) 質疑方法: 持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、5(1)に提出すること。

(3) 質疑様式等: 様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「令和2年度生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援事業に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社・団体名、部署名、氏名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

※企画提案書の審査に係る質問には回答しない。

- (4) 回答日：令和2年2月28日（金）
- (5) 回答方法：質問への回答は京都府入札・プロポーザル情報ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>）に掲示し、個別には回答しない。

8 応募書類 （地域ごとに必要）

- (1) 参加表明書（様式1） 1部
- (2) 企画提案書（任意様式） 10部
- (3) 価格提案書（見積書）（任意様式） 1部

記載要領

- ① 作成日、応募者の名称又は商号、代表者職氏名を記載の上、代表者印を押
- ② 金額は、本事業の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税を含む）を別々に記載し、それらの合計額を明記すること。
- (4) 団体概要書（様式2） 1部
会社概要・パンフレット等を添付のこと。
- (5) 法人であることが確認できる書類 各1部
ア 法人登記簿謄本 ※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
イ 法人定款
- (6) 営業経歴書（様式3） 1部
- (7) 京都府税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書 各1部
※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
- (8) 法人役員の名簿（任意様式） 1部
役職名、氏名（ふりがな）、生年月日、現住所を記載した書類
- (9) 再委託予定調書（様式4） 1部
該当する場合のみ提出

9 企画提案書記載事項等

「令和2年度生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援事業仕様書（各地域別）」に基づき、下記の項目を含む提案書を作成すること。

- (1) 業務概要について
事業実施についての基本的な考え方・提案内容の特徴等について、簡潔に記載すること。提案者の支援業務の特性、実績をどのように活用のかなどを記載すること。
- (2) 実施体制について
ア 事業運営体制
提案者において直接担当する部門の体制について、提案すること。
イ 支援従事者の人員配置について
配置を予定している、業務責任者・支援員・指導員の能力及び実績について記

載し、その者を新規雇用する場合は、その確保の方法を提案すること。

(3) 運營業務内容について

① 業務の流れ・スキーム

ア 業務の流れについて、フロー図等で具体的に提案すること。

イ 支援内容、支援対象の中学生等及びその保護者、関係機関との連携方法など、事業全体のスキームについて提案すること。

② 居場所

事業を実施する居場所（新たに開拓する場合はその方法も含む）について提案すること。

③ 支援方法等

実施する支援内容、方法等について、具体的な提案をすること。

(4) その他の提案

その他、提案者ならではの強みを活かした自由な提案をすること。

(5) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合には、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出期限後の企画提案書の修正、差し替えは認めない。ただし、京都府が修正を求める場合を除く。

ウ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

エ 提出された応募書類は返却しない。

オ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

カ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

10 評価方法等

(1) 評価基準：別紙6「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書（見積書）について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

実施日等：令和2年3月19日（木）京都府公館

※時刻、会場等詳細は提案者に対して別途連絡する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書（見積書）、プレゼンテーション及びヒアリングにより評価基準に基づく外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書（見積書）の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書（見積書）を再作成し、再提出された価格提案書（見積書）の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

11 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目について京都府入札・プロポーザル情報ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

※(1) 以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

(3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

12 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則第159条第2項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。

(3) 契約代金の支払いについては原則として精算払いとする。ただし、受託者からの請求により、その必要があると認められる時は、前金払いができるものとする。

(4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

13 その他

- (1) 提案は、1 法人又は 1 団体につき、同一実施地域 1 件までとする。
- (2) 参加表明書提出後に辞退する場合は、前記 5 (1) へ速やかに連絡をした後に、
辞退届（様式 5）を提出すること。
- (3) 本事業は、京都府の委託事業となるため、以下の点に留意すること。
 - ア 事業の成果等は京都府に属する。
 - イ 委託契約の締結に当たっては、地方自治法や京都府会計規則をはじめとする諸
規程が適用される。
- (4) 実現性が低い内容を提案内容に含めることは避けること。候補者に決定された後
においても、契約履行が困難と判断した場合には、契約を締結しない場合がある。
その場合、提案に要した経費及び候補者が被る損害については、京都府は一切賠償
しない。
- (5) 提案に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及
び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が 1 者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。
- (8) 本事業の委託契約について、本業務に係る京都府の令和 2 年度予算が成立しない
場合は、本業務提案募集に係る手続はなかったものとする。その場合、提案者が応
募に要した経費及び提案者が被る損害については、京都府は一切賠償しない。